

## 奈良県告示第百十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があつた。

令和元年五月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（平成三十一年四月十九日現在の地番による。）  
大和郡山市額田部北町五八九番五及び五九〇番三の各一部
- 二 申請者氏名 株式会社ヒラサワ住宅 代表取締役 金岡正樹
- 三 申請者住所 奈良市あやめ池北二丁目四番一五号
- 四 道路の幅員 四・〇メートルから四・〇一メートルまで
- 五 道路の延長 二六・八三メートル
- 六 指定年月日 平成三十一年四月二十五日
- 七 指定番号 郡土第三一〇一号